

【資料4】

災害関連の事業について (情報提供)

令和8年1月14日

大阪府健康医療部生活衛生室薬務課
薬務企画グループ

1

- 国が策定した「災害時における医療体制の構築に係る指針」において、「**災害薬事コーディネーター**」が保健医療福祉調整本部等を組織する構成員として位置づけられた。



- 大阪府では、大規模災害等の発生時に必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、府保健医療調整本部に「**大阪府災害医療コーディネーター**」を設置している。



- 災害時に、各地域の保健医療活動を適切に行うためには、医薬品等の確保供給が円滑に実施されることが重要であることから、**地域の保健医療活動の調整を行う本部等において、保健所や市町村等と連携し、地域の医薬品等の供給調整活動を支援する薬剤師**を「**地域災害薬事コーディネーター**」として委嘱し、配置する。

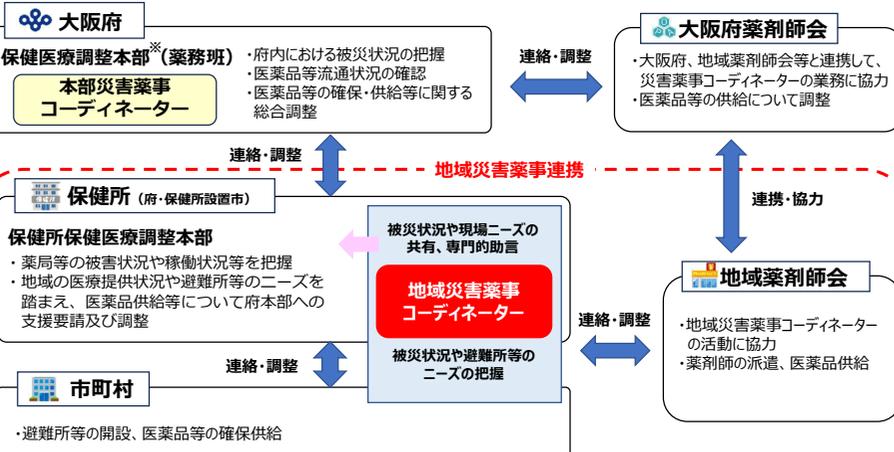
2

地域災害薬事コーディネーターの活動について

地域災害薬事コーディネーターの役割
災害時に、地域の医療救護活動が円滑に行われるよう、薬学の専門的見地をもとに、保健所等と連携し、地域の被災状況や医療等のニーズ等を踏まえた支援を行う。

(活動イメージ)

- ・被災地域にある薬局等の状況把握
- ・避難所、救護所等における医薬品等ニーズの収集・共有
- ・支援要請（薬剤師派遣、医薬品供給）の調整

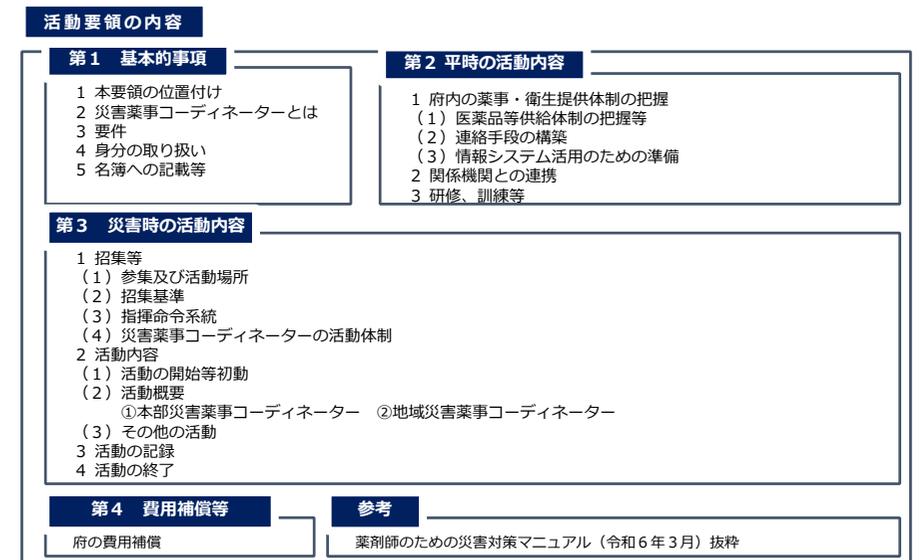


※国の通知では保健医療福祉調整本部としているが、府では保健医療調整本部と、福祉調整本部が連携して対応

3

「大阪府災害薬事コーディネーター活動要領」(案)

本府における、災害薬事コーディネーターの活動や運用等の基本的な事項について定めたもの。



4

地域災害薬事コーディネーター養成研修について

災害薬事コーディネーターとしての知識・技能を習得するため、大阪府薬剤師会に事業委託し、地域災害薬事コーディネーター養成研修を実施。

①地域災害薬事コーディネーター養成研修

日時：令和7年11月29日(土)

場所：大阪府薬剤師会 本館3階大ホール

受講対象者：地域災害薬事コーディネーター候補者

研修内容：

- 災害全般・災害薬事コーディネーターに関する**基礎的な内容**について学習
 - ・災害薬事コーディネーターに期待されること
 - ・地域における災害医療提供体制、必要な状況把握と調整活動など
 - ・災害時における市町村や保健所の活動、多職種の連携など
 - ・災害時における初動対応と市町村や保健所等のサポート
(避難所等の住民の医薬品ニーズ、医薬品の確保・供給の調整など)



地域災害薬事コーディネーターとして127名を委嘱(11月29日時点)

5

当面の取組みと災害発生時の対応

当面の取組み ～連携体制構築～

【大阪府薬剤師会への委託業務】

- 保健所や市町村等の関係者間における情報共有の体制づくり
例：連絡網の作成、LINEグループ等の作成
- 災害時の参集場所や各関係者の役割の確認
- 災害時の医薬品の備蓄、医薬品供給や薬剤師派遣の協定締結の確認
- 薬局の被害状況や医薬品の確保供給等状況を把握できる体制の確認
(地域薬剤師会のBCP(業務継続計画))
- 地域における災害訓練の参加
例：情報伝達訓練、医薬品等の確保供給の想定訓練



災害発生時の対応(基本的なイメージ)

- 地域保健医療調整本部が立ち上がった場合(震度6弱以上の地震の場合等)に指定された場所に参集
※本部が立ち上がらない場合も、必要に応じ情報収集や報告等を行う
- 薬局等の被害状況や避難所等の開設状況等の確認
(医薬品の不足や調達方法等の確認・助言)

6

災害対応医薬品供給コンテナ(コンテナファーマシー)

災害時に備えた医薬品の確保供給体制の充実を図るため、災害発生時に迅速に被災地に駆けつけ、医療救護所での調剤や医薬品の供給拠点となるコンテナを令和7年度に整備

(外観イメージ)



(内装イメージ)



○災害時の運用



○平時の活用

- ・地域災害薬事コーディネーター、薬剤師、薬学生等向けの研修
- ・地域の防災訓練や健康イベント等への参加 など

7

ご清聴ありがとうございました